



2024 令和6年度

農業委員会だより



わらびの ゆうき

藤野 祐樹 さん 35歳

みゆき

妻 美幸さん 38歳 (南郷町津屋野在住)

思いを継ぐ・次世代へ継ぐ

太平洋を望む海岸線、温暖な気候、ここでみかん作りをしたい。そんな思いから、日南海岸を見下ろす串間市市木のみかん山で、極早生みかん、日向夏、ポンカンなど3.5haを営む藤野さんご夫婦。

「自然と共に生きたい。」、そんなお互いの人生観が共鳴しあい、三重県からの移住先を選んだのは日南市。南郷町津屋野の農家さんのもとで、2年間の研修を積み、事業継承を受けて今年から営農を開始した。

すべてを2人で話し合い、地域の農業者の助言や協力を得ながら、一步を踏み出した。「地域の先輩方が教えてくださるので、とても助かっています。今はまだ作業の段取り等も完全ではなく、日々の業務に追われ、一つ一つの作業の意味や、効率化までなかなか考えるゆとりがありません。更に今年は気候が

厳しく、思うほど収穫できませんでした。」そう1年を振り返る2人は、もう、立派な農業者の目をしている。温暖な気候と地域の方々の温かさに、「自分たちはとても環境に恵まれている。」と夫婦で見つめ合う姿が微笑ましい。

2人の人柄が地域にも受け入れられ、「継ぐ」を成し遂げられたのであろう。

「ここに移住して良かった。夫婦で協力し美味しいみかんを作り、一人前の農家になりたい。」と2人の笑顔は弾けっぱなしだ。



園場より太平洋を望む

最適化推進委員(13名)が決定しました。

(任期: 令和6年7月20日～令和9年7月19日)

顔 写 真	肩 書
	ふりがな
	氏 名
	担当地区
新任委員のコメント	

農業委員会 会長



ひらが すけふみ
平賀 祐史
【東郷・鵜戸地区】
甲東・乙東

農業委員会は、農地法等の法令業務に加え、農地が適切にかつ効率的に利用されるよう、①担い手への農地の集積化・集約化②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進活動に取り組んでいます。農地の悩み、気になることがあれば、私たち32名の委員に相談をお願いします。

農業委員会 会長代理



たなか まさひこ
田中 正彦
【南郷地区】
潟上全域

農業基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが地域計画として法定化され、10年後の地域農業のあり方や農地利用の姿を関係機関や農業者と一緒に、取り組むことになりました。農業委員会も市と農業者の架け橋となり、地域の実態や意向を反映させていければと思っています。

【飢肥・酒谷地区】



農業委員
かねまる ゆうた
金丸 勇太
酒谷1・2・3・4・5区



農業委員
いなやま とみやす
稲山 富保
板敷全域



農業委員
やまぐち みつひこ
山口 光彦
飢肥・楠原・川辺ヶ野



農地利用最適化推進委員
かんばら てつじ
神原 哲士
酒谷6・7・8・9・10区

初めてのことはしっかり学び、自らの知識や経験も活かし、地域の財産である農地を管理する役目を全うしていきます。



農地利用最適化推進委員
みかた よしのぶ
三賢 順信
吉野方全域

第7期農業委員(19名)、第3期農地利用 よろしくお願いします。

【吾田・油津地区】



農業委員
いのうえ ともかず
井上 友和
星倉(国道西側)



農業委員
やまもと ひろみ
山本 博己
後河内・中浦・
日後谷・戸高一
～四丁目



農業委員
たばし いさお
田端 功
戸高山瀬・中央区
・平野・油津



農地利用最適化推進委員
やまもと としゆき
山元 敏行
星倉(国道東側)



農地利用最適化推進委員
みなみ かずお
南 万雄
隈谷全域

【東郷・鵜戸地区】



農業委員
うたつ よしあき
歌津 芳秋
平山・風田



農業委員
たかはし さとる
高橋 悟
大浦・小吹毛井
・吹毛井・宮浦



農地利用最適化推進委員
ひらかた はやお
平方 速夫
殿所・松永・益安



農地利用最適化推進委員
かわそえ みちや
川添 道弥
小目井・富士
・伊比井

【細田・大窪地区】



農業委員
さくもと しんご
作本 眞悟
上塚田・下塚田



農業委員
すぎもと しょうじ
杉本 昭二
萩之嶺(西寺・
東下中・川下)



農業委員
たにぐち ひろふみ
谷口 宏文
大堂津・塩鶴・
下方・上方(木下)



農業委員
さかい はまこ
酒井 浜子
大窪(仮屋・通水)
萩之嶺(仏坂)



農地利用最適化推進委員
ひだか かずみ
日高 一光
上毛吉田・下毛吉田
上方(木下を除く)



農地利用最適化推進委員
いのうえ ひであき
井上 英明
大窪(茶円・寺村)
・南平・宿之内河内

先輩方に聞きながら3年間学習していきたいです。

日南市農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

【北郷地区】



農業委員
ねい あけみ
根井 明美
倉迫・内之田

農業委員としての、仕事、役割を理解し、ひとつひとつから学んで地域に貢献したいと思います。



農業委員
とくい ただかず
徳井 忠和
上大藤・下大藤

地元の農地を、次の世代へ繋げていけるように、農地利用の最適化を推進していきたいです。



農業委員
たにもと ひであき
谷元 英昭
上郷・常明寺・
中央・伊十川・
太夫



農地利用最適化推進委員
たかざき みつひろ
高崎 充弘
北河内全域



農地利用最適化推進委員
きわき ふみお
木脇 文雄
立野・鵜の木・
蓑崎・新町

【南郷地区】



農業委員
いけだ ひでとし
池田 秀敏
中央町・目井津・
栄松・新開



農業委員
ひらべ ゆういち
平部 勇一
津屋野・上中村



農地利用最適化推進委員
かとう かずお
加藤 一男
夫婦浦・
賛波・脇本

今期より農業委員として活動することになりました。微力ながら地域農業に貢献できるように努力して参ります。



農地利用最適化推進委員
やまぐち ゆういちろう
山口 雄一郎
下講・谷之口

中山間事業や農協青年部の事業に携わるなかで、情報の少なさや地域農業を支える方々の高齢化にこの先の厳しさを感じました。推進委員として、今後の農業などの情報を皆様と分かち合いたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。



農地利用最適化推進委員
くらもと みのぶ
倉元 美延
上講・中講・札ノ尾

農業委員の活動

～利用状況調査(農地パトロール)～

農業委員会では、農地の利用状況調査を行っています。

農地パトロールは、農作物の作付けがされておらず、維持管理がされていない農地や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがある農地を重点的に点検します。

耕作者の高齢化が進み現状維持を保つことが難しくなったり、条件が悪い土地のため耕作されないなどで耕作放棄地が増えています。

農業廃止や縮小される前に農業委員会、または各地区農業委員・推進委員へご相談ください。



農地調査員

農地の状況を把握し、農業委員・推進委員と連携し、農地利用最適化に係る業務を補助し、農地の適正・有効利用を図ります。



境 重幸 調査員

担当地区

日南地区
(細田・大窪を除く)

北郷地区



井上 和彦 調査員

担当地区

日南地区
(細田・大窪)

南郷地区

農業委員会はこんな仕事をしています

① 農地の確保と有効利用

- ・農地法に基づく許可、意見の送付
- ・農地の利用状況調査（農地パトロール）、利用意向調査

② 農地利用の最適化

- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・地域計画の策定に向けた話し合いへの参加

③ 農業経営の合理化、情報の提供

- ・農業経営の合理化に向けた地域の世話役活動
- ・農業者年金の加入促進



農業委員会での手続きのあれこれ

① 農地のままで売買・賃借等の権利移動

- ◆耕作しなくなった農地の売買
- ◆新規就農のために農地を借りたい
- ◆農地を贈与したい

農地法第3条の申請が必要です。
申請要件として、日南市では取得後の（経営等）面積が50a（5反）以上必要である要件「下限面積要件」は、
令和5年4月1日より撤廃されました。

※「下限面積要件」は撤廃されますが、農地を取得する際の必要な他の要件（下記を参照）は、従来通り満たすことが条件となります。

必要 な 要 件	①申請地を含む所有農地・借りている農地のすべてを耕作すること
	②申請者を含む世帯員等が農作業におおむね150日以上従事すること
	③申請地を含む周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと

② 権利移動を伴わない農地以外の用途に変更 （所有者による転用）

- ◆住宅・倉庫・植林・太陽光発電施設などのため

農地法第4条の申請が必要です。

③ 農地以外の用途に変更するための売買・賃借 等の権利移動（売買・賃借後に転用）

- ◆住宅建設用地への売買・贈与など
- ◆太陽光発電施設を設置したい

農地法第5条の申請が必要です。

※農地転用において、農地を農地以外の目的に一時的に使用する事を**一時転用**といい、通常の農地転用と同様の手続きが必要となります。目的が完了した後は元通りの農地に戻さなければなりません。

④ 非農地証明

- ◆農振農用地区域外の復旧不可能と判断された農地について証明を受けることができます。
申請には農地の要件があります。

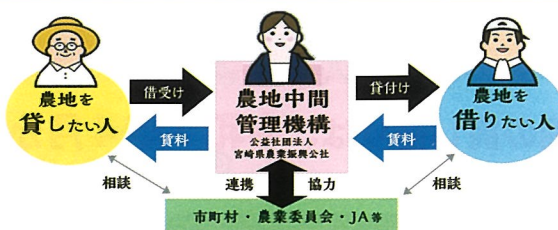
申請受付期間について 毎月 9 日から 15 日まで

※15日が土曜日の場合は前日まで、日曜日・祭日の場合は翌日まで

農地法の許可が出るまで

- ◆許可が出るまで、3条は申請してからおおむね1ヶ月、4条・5条はおおむね2ヶ月かかります。
- ※4条・5条（転用）許可書が交付される前に農地以外に変えることはできません。必ず許可書の交付を受けてください。

農地の貸し借りは、 農地中間管理事業 をご活用ください！



宮崎県知事が指定する公的な機関です。安心して農地を預けてください！

農地を貸したい人 貸付の相談

01 貸付の相談

機構または市町村・農業委員会・農業協同組合等の相談窓口で農用地等の貸付について相談してください。(随時)

02 登録申請書の提出

「貸付希望農用地等登録申請書」を市町村農政担当課に提出します。

03 貸借の協議

機構が借り受けられる農用地等かの判断を行い、借受が決定したら貸付期間、賃料等の条件を協議します。

04 貸借契約の締結

協議が整ったら、農業経営基盤強化促進法等に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

出し手のメリット

- ①機構は、県が認可した公的機関なので安心です。
- ②賃借料は機構が支払うので安心・確実です。
- ③契約期間終了後、農地は必ず返却されます。また、契約更新も可能です。
- ④要件を満たせば、協力金の交付や固定資産税の軽減が受けられます。
- ⑤相続税、贈与税の納税猶予が継続(税務署への届け出が必要)されます。
- ⑥農業者年金の経営継承に該当します。

農地を借りたい人 借受の相談

01 借受希望者募集への応募

機構が行う「借受希望者の募集」に応募してください。募集は、原則年間を通して行います。

02 応募者の公表

応募した方の氏名、応募内容を整理し、農地中間管理機構のホームページで公表します。

03 貸借の協議

市町村・農業委員会・JA等と協力して、ご希望に沿った農地を紹介し、貸し出しの協議を行います。

04 貸借契約の締結

協議が整ったら、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

受け手のメリット

- ①まとまった農地を借りられるので、コスト低減や規模拡大など経営改善につながります。
- ②複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、機構に一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。
- ③長期間、農地を借りることも可能で、計画的に営農できます。
- ④要件を満たせば、基盤整備や機械導入等の補助事業やL資金の活用において優遇措置があります。
- ⑤正式な権利設定による管理・耕作ができます。

詳しくは、**宮崎県農業振興公社(農地第一課) 市農政課、農業委員会へ**
お気軽にお問い合わせください！

宮崎県農業振興公社(農地第一課)

☎ 0985-78-0210

日南市農政課 農業振興係

☎ 0987-31-1132

日南市農業委員会

☎ 0987-31-1148

農業経営基盤強化促進法での手続き

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び 所有権移転制度の終了(R7.3.31)について

令和4年5月の法改正により、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借(利用権設定)と農地の売買(所有権移転)の制度は、令和7年3月31日で終了となります。

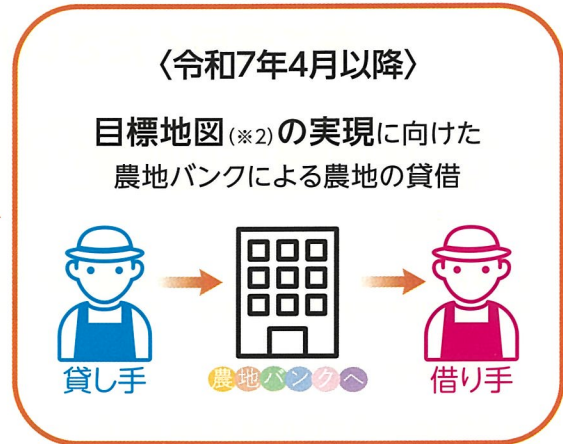
日南市では、基盤強化法による農地の貸借と売買の手続きとともに、令和7年2月10日までの受付となりますので、ご注意ください。

(令和7年2月28日総会上程分)

令和7年4月1日以降の農地の貸借と売買については、「農地法」での申請または「農地中間管理機構」を通じた申請になります。

農業者の皆様へ

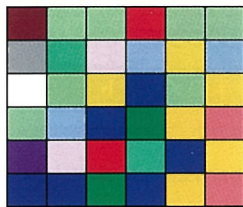
農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になります。



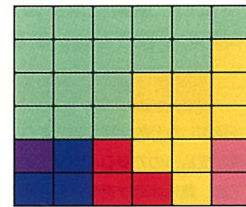
※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

それぞれの農地がバラバラに混在...



農業者ごとにまとめて使いやすく。



農地の貸し借りは農地バンクを経由した方法に一本化し、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じて準備した上で、農地の受け手が使いやすい形で農地を貸し付けていきます！

農地の貸し借りは **農地バンクへ** 農林水産省

相続登記の義務化が始まりました

農地の所有者が亡くなった際に相続登記をされないままだと、

売買・貸借・転用したくても手続きができません。

相続登記がされない場合、気づいた時には相続権者が増えて、登記処理に時間と経費がかかることがあります。また、農地においては、担い手への集積・集約化が進まないなど、農地の利用最適化が妨げられることとなりますので、早めに法務局での手続きをお願いします。

※所有権移転登記は司法書士業務です。

※令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記されていないものは義務化の対象になります。

相続登記が済みましたら、農業委員会に届出をお願いいたします。



令和5年度 農地の賃借料

令和5年4月から令和6年3月までに契約のあった賃借料は、下記のとおりです。

なお、この金額はあくまでも目安としてお示しするものです。実際に契約される場合は、貸し手・借り手の双方でよく話し合ってください。

【賃借料】

(単位：円/10a)

1. 田				
地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
飫肥	8,500	10,000	7,000	10
酒谷	9,238	10,000	1,000	5
吾田	1,000	1,000	1,000	4
東郷	8,582	10,000	1,000	21
鵜戸	—	—	—	—
細田	3,567	10,000	1,000	3
北郷	10,250	13,000	10,000	12
南郷	9,667	13,000	5,000	15
市内全域	8,725	25,075	1,000	71
2. 畑				
地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	4,876	17,459	1,374	10
3. 施設				
地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	75,301	156,087	41,667	8



- ※ 賃借料は、物納(米、粳、玄米)の場合は、6,500円/1俵で換算。
- ※ 平均額については、データ数が多い場合は最高額、最低額を除外。



全国農業新聞を購読しませんか

購読料：月額 **700円**

購読のお申込は **農業委員会まで**

毎週**金曜日**にお届けします/

新聞本紙購読者は電子版 **無料閲覧**

パソコン・タブレット・スマホで

いつでもどこでも新聞が読める

電子版を配信中!!



新聞紙面と同じレイアウトで記事が読める
「紙面ビューアー」です。文字サイズを読み
やすい大きさに変更して読むことができます

全国すべての地方版
(ブロック版、県版など)も
お楽しみいただけます

新聞本紙(郵送)の購読者
ならば、電子版は無料で読み
いただけます

電子版の
発行回数・購読料

月4回・毎週金曜日・午前0時配信
購読料 月額 500円・年額 6,000円
※紙媒体の「新聞本紙」は、購読料月額700円、年額8,400円

クレジットカード払いのみでのお支払いとなります



お問い合わせ

一般社団法人全国農業会議所
新聞業務部

電話：03-6910-1130
(平日9:00~17:00、土・日・祝日
は休み)
Mail: gyoumu@nca.or.jp

お申し込み

こちらのQRコードよりお
申し込みいただけます。
あぐりオンライン
HP...



あぐりオンライン

検索

本紙の一定期間の
購読者は**無料!**

WEBであなたの
農業を広げませんか

「オンライン講座」



受講者
募集中

購読途中からの受講参加もOK!

「スタディあぐり」は、自分の農業経営をもっと発展させたい農業経営者や農業技術を身に着けたい新規就農者、野菜作りのコツを知りたい家庭菜園のご主人など、熟練からライト層まであらゆる「農業者」を対象にした学びの場です。今知りたい「ソレ」をその道の専門家が動画で優しく解説します。

受講方式 ● 講習動画を配信

受講料 ● 講座の受講料

1回の講習当たり 3,000円

3講習全て受講の場合 9,000円

● 新聞本紙(年間購読料8,400円)を一定期間購読して
いる方は、無料で受講できます

農業者年金

若いうちから!

女性にも!

節税対策にも!



(ご家族で加入されている歌津さん)

農業委員になったのがきっかけで農業者年金に加入しました。

初めは余裕がないと掛けられませんが、将来のことを考えると安心できます。家内や息子も加入しており、女性も入ることができるのでぜひ加入をお勧めします。

(老後が楽(み)です)

歌津 芳秋(74歳)

長い老後を最後までサポート!

全額社会保険料控除で大きな節税効果!

保険料国庫補助による手厚い支援!



詳しくは… 農業者年金基金 検索 <https://www.nounen.go.jp> 独立行政法人農業者年金基金

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

日南市農業委員会 ☎31-1148/JAみやざき ☎23-5151
はまゆう地区本部

TEL: 03-3502-3199 (専門相談員)

TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)



編集後記

令和6年7月、日南市農業委員会は、新制度がはじまり3期目になりました。近年、異常気象、高齢化による担い手不足、鳥獣被害等により農業が苦境に立たされています。食と農、人と農を守っていくには、地域全体で考える必要があると思っています。農地のことなら、どんなことでもご相談ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。(谷口)

編集委員 神原・山元・高橋・谷口・根井・山口

編集・発行

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1
日南市農業委員会事務局 農業委員会係
電話: 31-1148 FAX: 24-0080
Eメール: nogyo-i@city.nichinan.lg.jp